

議案第71号

静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

題名中「静岡市教育職員」を「静岡市教育職員等」に改める。

第1条中「静岡市教育職員」を「静岡市教育職員等」に、「教育職員」を「教育職員等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「教育職員等」とは、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）をいう。

第3条中「教育職員」を「教育職員等」に改める。

第4条の見出し中「在職期間」を「勤続期間」に改め、同条第1項中「在職期間の計算は、教育職員として」を「勤続期間の計算は、教育職員等としての」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 教育職員給与条例第11条及び小中学校教育職員等給与条例第11条に規定する臨時又は非常勤職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（第8条において準用する静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53

号。以下「職員の退職手当支給条例」という。)第3条第2項に規定する者を含む。以下この項において「臨時職員等」という。)が引き続いて教育職員等となり、通算して12月を超える期間勤務したものである場合には、その臨時職員等としての引き続いて勤務した期間は、前項に規定する教育職員等としての引き続いた在職期間に通算する。

- 3 第1項に規定する教育職員等としての引き続いた在職期間には、教育職員等以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)(以下「教育職員等以外の地方公務員等」という。))が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて教育職員等となったときにおけるその者の教育職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び教育職員等が次条の規定により退職手当を支給されないで教育職員等以外の地方公務員等となり、引き続いて教育職員等以外の地方公務員等として在職した後、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて教育職員等となった場合においては、先の教育職員等としての引き続いた在職期間の始期から教育職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の教育職員等としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

第4条第4項中「教育職員」を「教育職員等」に改める。

第5条の前の見出し中「教育職員以外の地方公務員等」を「教育職員等以外の地方公務員等」に改め、同条中「教育職員が」を「教育職員等が」に、「教育職員以外の地方公務員等」を「教育職員等以外の地方公務員等」に、「教育職員として」を「教育職員等として」に改める。

第6条第1項中「静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号。以下「職員の退職手当支給条例」という。))」を「職員の退職手当支給条例」に、「教育職員」を「教育職員等」に改め、同条第2項中「教育職員以外の地方公務員等」を「教育職員等以外の地方公務員等」に、「教育職員が」を「教育職員等が」に、「当該教育職員」を「当該教育職員等」に改める。

第7条第1項及び第2項中「教育職員」を「教育職員等」に改め、同条第3項中「職員が」を「教育職員等が」に改める。

第8条中「教育職員」を「教育職員等」に改める。

附則第4項中「教育職員」を「教育職員等」に改め、附則に次の4項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

- 7 平成29年4月1日(以下この項から附則第9項までにおいて「権限移譲日」という。)の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者で権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの（次項及び附則第9項において「旧県費負担教職員」という。）の静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号。静岡州市町立学校教職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第13号）第2条において準用する場合を含む。次項及び附則第9項において「権限移譲前の県条例」という。）による退職手当の算定の基礎となる在職期間については、この条例による退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。

- 8 旧県費負担教職員が権限移譲日以後に退職した場合において、その者が権限移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における権限移譲前の県条例の規定による給料の月額並びに同日までの勤続期間及び基礎在職期間を基礎として、権限移譲前の県条例の規定により計算した退職手当の額が、第8条において準用する職員の退職手当支給条例第5条から第8条まで、第10条及び第11条並びに附則第15項から第18項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 9 権限移譲日以後に新たに教育職員等となった者又は権限移譲日の前日においてこの条例若しくは職員の退職手当支給条例の適用を受けていた者で静岡市教育委員会が別に定めるものについて、任用の事情等を考慮して前項の規定による退職手当を支給される旧県費負担教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、退職手当を支給する。
- 10 小中学校教育職員等給与条例附則第7項から第11項までの規定により給料として支給される差額に相当する額は、この条例の規定による給料の月額には含まないものとする。ただし、第8条において準用する職員の退職手当支給条例第12条第2項に規定する小中学校教育職員等給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（静岡市職員退職手当支給条例の一部改正）
- 2 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「教育職員（静岡市教育職員の退職手当に関する条例）」を「教育職員等（静岡市教育職員等の退職手当に関する条例）」に、「当該教育職員」を「当該教育職員等」に改め、同条第2項中「教育職員が」を「教育職員等が」に、「教育職員以外の地方公務員等」を「教育職員等以外の地方公務員等」に改める。